

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

憲政史上初の失態 “間接強制” ！

【毎日新聞・佐賀2013年12月25日】諫早湾干拓事業…「判決守らない国に抗議」 制裁金求めた漁業者訴え

県弁護士会館に漁業者や支援者ら約40人が集まった。制裁金支払いを国に求める間接強制を佐賀地裁に申し立てた長崎、佐賀両県の漁業者49人のうち、3人が出席した。長崎県島原市でヒラメ漁やワカメ養殖などを営む吉田訓啓(とくひろ)さん(49)は「3年前に開門を命じる判決が出てからいつ(排水門が)開くのか、いつ宝の海が回復するのかと楽しみにしていた。なのに、また国と争うことになるのは悔しい」と嘆いた。弁護団の馬奈木昭雄団長は「今日の日はあるてはならなかった。確定判決を守らない国に厳しく抗議する」と訴えた。

一方、日本弁護士連合会(山岸憲司会長)は24日、会長談話として「漁業農業の共存を可能とするよう農業者に対する十分な対策を実施するなど、開門に向けてあらゆる手段を講じ、有明海再生のために第一歩を踏み出すことを強く求める」と発表し、国に対応を求めた。

「話し合いで解決」と言いながら、まったくその気がない農水省

【佐賀新聞2014年1月9日】言葉濁す「不誠実」 開門派、怒りあらわ

国営諫早湾干拓事業(長崎県)の開門調査をめぐり、8日に長崎市内で開

いた開門派原告弁護団と農水省の協議。弁護団が佐賀地裁に申し立てた開門を求める「間接強制」には争う考えを明言する一方、長崎地裁の開門差し止め仮処分決定への「異議申し立て」については言葉を濁す農水官僚に対し、弁護団からは怒りの声が上がった。

この日は、昨年12月20日までの開門を定めた福岡高裁確定判決の不履行確定後、初めての協議。冒頭、弁護団が開門差し止めに異議を申し立てるとの一部報道について事実関係をただすと、農水省側は明確に答えず、弁護団が1日1億円を請求した間接強制については「司法の場で争わざるを得ない」と一方的に“通告”した。再三、開門差し止め決定への対応をただしても「政府部内で検討している」との回答を繰り返すばかり。馬奈木昭雄団長は農水省の対応に、「あまりにふざけすぎている。話し合いたいという以上、議論できる内容を示すべきだ」と厳しく批判した。2時間を超える協議でも実質的な「話し合い」はなく、原告の藤津郡太良町大浦の漁業者、平方宣清さん(61)は「何も発言する気にもならなかった。これでは不信感が募るだけ」と憤った。差し止めへの異議申し立てについても「これまで主張しなかった開門しない場合の漁業被害を認めるのか、不安もある」と話した。馬奈木団長は協議後、開門差し止め決定への異議申し立てについて明らかにしなかった農水省

の姿勢に、「決めていることをあえて言わないのは不誠実。申し立てるとしても、時期が遅すぎる」と指摘。「国は漁業被害を主張せず、わざと負ける主張をする可能性もある。それだけ許さない」と語気を強めた。

開門する以外に紛争解決の途はない

【朝日新聞(社説)2013年12月29日】諫早湾干拓 開門避けてはならぬ

「ギロチン」と呼ばれた長崎県諫早湾の閉め切り工事から16年あまり。広大な環境の変化は深刻なレベルに達している。

福岡高裁は3年前、堤防の排水門を開けるよう命じた。その期限は今年20日だったのに、政府は履行しないままである。この異例の事態の原因は、政府が開門に消極的だからだ。高裁の判決は、湾の閉め切りと周辺の漁業被害の因果関係を認めた。当時の菅直人首相が上告を断念し、判決は確定した。ところが干拓地の営農者らが農業への影響を理由に反発。開門差し止めの仮処分を長崎地裁に求め、地裁は先月、差し止めを命じる決定を出した。相反する司法判断のために、政府は身動きできなくなったというのが表面の理由だ。だがそもそも、この事態を招いたのは政府自身ではないか。高裁判決が指摘した漁業被害との因果関係を政府は認めようとしな。仮処分の審理でも漁業被害を主張しなかったため、地裁は営農者側の訴えに沿った判断をせざるを得なかった。

この干拓事業はもともと、戦後の食糧難時代にコメ増産を目指して計画された。減反の時代となっても止まることなく、むだな公共事業と批判されながらも事業目的に防災などを加え、2008年に完成した。

湾が閉め切られたのは1997年で、前後して二枚貝の減少やノリの不作などが目立ち始めた。3550ヘクタールもの干潟と浅い海が、ムツゴロウなどの多様な生物もろとも消え、潮の干満や海流の変化も起きた。環境への影響が小さいはずがない。

高裁が5年間の開門を命じた目的は、環境がどれほど改善するかを調べ、漁業被害を防ぐことだった。政府は湾周辺と有明海全域で続く様々な「異変」の原因を探る積極的意思を持って開門調査を実行すべきだ。強く開門に反対している長崎県の中村法道知事にも、調査の意義を理解してもらいたい。

もちろん、開門に際しては、農業被害を最小限にする努力が尽くされるべきだ。農水省は農業用水の確保などで被害は防げると断言する。ならば営農者の不安をいねいにすくいとり、説得にあたるしかない。政府は司法任せの姿勢を続けるべきではない。地元のみならず、さまざまな対立を乗り越える道筋を、自ら積極的に探るべきだ。

営農者たちと漁業者たちが争い、近隣県同士もいがみ合う、この不毛な構図は、国が押し通した巨大公共事業の産物なのである。その重い責任から目を背けてはならない。